

## 7. 景観重要公共施設の整備に関する事項

【法第8条第2項第4号ロ・ハ】

### (1) 景観重要公共施設の位置づけ

道路、河川、都市公園などの公共施設は、良好な景観の形成に及ぼす影響が大きい  
ため、本市の景観まちづくりの先導的な事例となりうる場合や景観重点地区内に位置  
する施設については、今後の状況に応じて、法で規定する「景観重要公共施設」  
に位置づけるものとします。

景観重要公共施設の位置づけに当たっては、次に示すいずれかに該当し、景観まち  
づくりを推進する上で重要と思われるものについて、管理者と十分協議し同意を得る  
ものとします。

- 本市の景観の骨格となる、“福島らしさ”を醸し出す景観として基本計画で挙げた、「自然・眺望の景観」、「道路・公園の景観」、「建物・街なみの景観」、「名所・旧跡の景観」、「農業・祭りの景観」の構成要素となりうる公共施設
- 地域における景観まちづくりの先導的な役割を果たす重要な公共施設
- 景観重点地区内に位置する公共施設

### (2) 景観重要公共施設の整備に関する考え方

景観重要公共施設に位置づけられた場合、計画、実施、維持管理の各段階における  
景観への配慮が必要となります。

景観重要公共施設の整備に関する考え方は次に示すとおりとし、周辺との調和を基本  
とした豊かな生活環境の形成を目指します。

- 景観重要公共施設の整備計画などの策定に当たっては、本計画の「市民協働の景観まちづくり方針」、「行為の制限に関する事項」に適合するよう検討する。
- 景観重要公共施設に関するガイドライン(指針)などが策定された場合、事業の実施に当たっては、それに基づき整備を行う。
- 景観重要公共施設に位置づけられた場合、補修、改修などの際は、良好な景観を維持するとともに、景観形成の妨げとなるような要素を改善する。

※掲載写真はイメージです。



阿武隈川の水辺の楽校  
(景観100選 No.13)



中心市街地の吾妻通りと梨の古木  
(景観100選 No.44)



飯坂の歴史を感じる石段  
(景観100選 No.86)